

「ドイツ商」遠東鋼絲布廠 (Far East Card Mfg. Co.) について

富 澤 芳 亜

は じ め に	181
I 遠東鋼絲布廠の設立	183
II 日中戦争前の遠東鋼絲布廠	189
III 日中戦争中の活動	192
IV 戦後の接収と裁判	199
お わ り に	207

は じ め に

陳緯千遠東鋼絲布廠經理は、1945年11月5日に同社の所有権の確認を求める民事裁判を上海地方法院において起こした。第一被告は、陳の共同経営者として遠東鋼絲布廠（以下、遠東と略称する）を長年にわたり支えてきた同社總經理のドイツ人エーリッヒ・カイザー（Erich Kayser. 中国名：賈愛寿）であり、第二被告は同社を「敵偽産」（交戦国および対日協力者の資産）としてその接収下に置いた国民政府經濟部戦時生産局蘇浙皖区特派員辦公処だった。共同経営者のカイザーを訴えるという陳の行動は、いささか混乱を与えるものだが、実際には両者は遠東を国民政府の接収から守るという点で連携していた。そのため陳は裁判所に、遠東が中華民国国民である陳自身とカイザーの内縁の妻王英により所有される中国籍の合股企業であることの確認を求めたのだった⁽¹⁾。

遠東は、1930年8月1日にカイザーと陳緯千が上海で創業した中国最初の針布工場だった。中華人民共和国の建国時においても唯一の針布製造工場であり、1953年3月20日には、紡織工業部紡織機械製造局の直接管理下にあった⁽²⁾。後述するように針布（Card）とは、綿糸や毛糸の製造に必須の重要部品である。そのため国民政府も同社の重要性を理解しており、それは1945年11月11日に經濟部が発した「遠東鋼絲布廠に関する声明」から

も分かる。同声明では「この工場の存在が、中国の国産綿花と紡績業にとって非常に重要なことは、ここ10年で証明されてきた。同じ理由から、将来の事業のためにこの工場の再開は、再び国家的利益となっている」とする。そして経済部は、遠東をドイツのアーヘンで設立された「純粹のドイツ企業」(as a pure German firm)とみなし、その上海の工場を「敵偽産」として接収したのである⁽³⁾。これに対して遠東の共同所有者である陳緯千、カイザー、王英は、民事裁判において遠東の所有者が中国国民であることを確認することで国民政府に対抗しようとした。しかし国民政府がこれを見逃すはずはなかった。1946年7月3日、上海地方法院檢察処は、カイザー、王英、陳緯千を「侵占」(不法占拠)の嫌疑で起訴し、陳は拘禁された⁽⁴⁾。カイザーと王英は、呉昆生申新紡第九廠經理、呉中一中華第一針織廠經理を保証人として拘禁を免れた⁽⁵⁾。陳も呉昆生と唐蘊山上海養蜂公司經理を保証人として保釈された⁽⁶⁾。陳、カイザー、王を被告とした刑事裁判は、結局、1947年1月20日に上海地方法院が三人に免訴の判決を下して結審した⁽⁷⁾。その後の1947年5月以降、陳と王は行政院に対して所有権の確認を請願するが、経済部による接収が解除されることはなかったようである⁽⁸⁾。

本稿では、1930～48年の遠東鋼絲布廠の活動を明らかにする。これまで近現代の中国における紡織機器や部品の自給過程に係わる研究では、日本、その中でも在華紡の影響力の大きさが解明されてきた⁽⁹⁾。遠東の活動を解明することにより、中国の紡織機器の自給過程におけるドイツ企業の影響という新たな一面を明らかにできよう。

また遠東の事例は、ドイツ＝東アジア関係史研究にも新たにユニークな事例を提供することになる。日本におけるドイツ＝東アジア関係史研究は、近年、浅田進史、田嶋信雄、工藤章、熊野直樹らの諸氏により多くの成果が蓄積されてきた⁽¹⁰⁾。そこでは、従来の日・独や中・独の二国間関係史の制約を超えて、東アジア国際関係史におけるドイツ要因が強く意識されることになった⁽¹¹⁾。本稿とも係わる戦間期を扱った中独関係史の研究では、田嶋が中国国民政府に雇用されたドイツ軍事顧問団を通じた支援、国防省国防経済幕僚部長の監督下に設置された半官的な貿易会社ハプロを通じた対中武器輸出の実態を解明している。また田嶋は、中国国民政府交通部とルフトハンザの合辦企業である「欧亚航空公司」(EURASIA)をドイツ・東アジア間の航空連絡事業に位置づけてもいる⁽¹²⁾。こうした研究は国策レベルの事業や合辦企業を扱ったものとなろう。一方、本稿で取り上げる遠東は、民間主導のドイツ人技術者と中国人事業者による中独合辦の合股(パートナーシップ)企業であり、従来の研究では、このような合辦中小企業を取り上げた事例は見当たらない。

加えて戦時下における遠東の活動の解明は、日中戦争史における「グレーゾーン」の研

究にも、ユニークな事例を提供できよう。堀井弘一郎は『戦時上海グレーゾーン』の「はじめに」において、戦時上海には「支配」と「被支配」、「抵抗」と「協力」、「抗日」と「親日」、「敵」と「味方」という二項対立で単純に解釈できない複雑な関係のあり方＝「グレーゾーン」が広範に存在したとする⁽¹³⁾。同書では菊地敏夫が上海永安紡織と永安百貨の企業保全、上井真が劉鴻生企業の企業保全を解明している。永安や劉鴻生企業の事例においても、中国人経営者は日中両国だけではなく、英米なども巻き込みながら企業保全を図っていた⁽¹⁴⁾。これに対して遠東の事例は、中国企業に保護を提供した「ドイツ企業」の複雑な実像を明らかにできよう。

使用する史料は、主に上海市檔案館に所蔵される民事と刑事の裁判史料となる。残念ながら経営関連の史料は、戦時中に遠東の経営陣により処分されたため、1945年に經濟部が接収した際には、すでに「本年度の帳簿を除き、過去の全ての帳簿は遺失」した状態だった⁽¹⁵⁾。そのため経営面の解明については、多くの限界があることを附言しておく。

I 遠東鋼絲布廠の設立

遠東は、1930年8月1日に上海で総経理カイザーと経理陳緯千が5万元ずつを出資し、無期限の合股契約に拠って、德国遠東鋼絲布廠（German Far East Card Co.）として設立された合股企業である。合股企業であるため法人登記はされていない⁽¹⁶⁾。事務所は博物館路131号に置かれ、後に円明園路24号に移転した。設立の目的は、ドイツ製の紡績用針布、紡織工業用品と部品を輸入することであり、将来的には上海での針布の製造を目標としていた。合股とはパートナーシップ企業に近似する存在とされるが、この合股契約書においても第1条に「Both parties to this agreement are represented in this new firm as partners.」とあり、外国人をパートナーとして中国の合股企業を設立することが可能であったことを示している⁽¹⁷⁾。

総経理であるカイザーは、1893年8月13日生まれで、没年は不詳であるが、1928～52年までを中国で過ごし、1956年に日本の東京に移っていた⁽¹⁸⁾。神戸にあった川西機械工業（後の川西航空機製造会社、現在の新明和工業）は、1927年に世界的に著名な航空学者であるアーヘン工科大学のテオドーレ・カルマン（Theodore Karman）教授を風洞実験施設の設計のために招聘した。そしてカルマンは風洞設計の専門家としてアーヘン工科大学で自らの助手であったカイザーを、川西の同意のもとで日本に呼び寄せたのだ⁽¹⁹⁾。川西においてカルマンとカイザーの設計した太平洋飛行のための航空機は、航続距離が不十分であったために不採用となった⁽²⁰⁾。カルマンはその自伝においてカイザーについて

「彼は東洋の魅力に取りつかれてしまい、私が帰った後も日本に留まっていたが、後になって中国に会社を作り、中国人女性と結婚した。そして共産軍が中国に侵入したとき東京に舞い戻り、現在もそこに住んでいる」と述べており、その後も両者の間に交流のあったことが分かる。このカイザーの師であったカルマンはブダペスト生まれのユダヤ人であり、ドイツにおける国民社会主義ドイツ労働者（ナチ）党の勢力拡大を危惧して1929年12月にアメリカのグッゲンハイム航空研究所に転じていた⁽²¹⁾。一方、裁判におけるカイザーの供述によれば、カイザー自身は、ベルリンで成長し、工学を学んで大学教員となったが、ナチ党の勢力の伸張を恐れて、1929年から極東を歴遊し、日本を経て上海へとたどりついた。そして友人の紹介で紡織業に経験を有する陳緯千と知己になったとする⁽²²⁾。後述するように、戦後の裁判において国民政府はカイザーにナチ黨員との嫌疑をかけるが、彼の人間関係からすれば、ナチ党を支持していたとは考えがたい。

陳緯千は、1945年当時で46歳とあり、数え年であれば1900か1901年の生まれである。復旦大学の商科を卒業し、遠東創設以前には、集成公記薬房にて3年間会計主任を務めていた。また遠東の設立後には、紡織業の技術者団体である中国紡織学会の会員にもなっている⁽²³⁾。

ここで針布について簡単に説明する。針布とは、図1のようにゴム層と厚布を重ね合わせて作ったベルトに、数多くの針を植えたもので、完成品は図2のようになる。これを梳綿機のドラムに巻いて使用する。梳綿機に綿花や羊毛の繊維のかたまりを通すと、針布はクシの役目を果たし、綿花などがきれいな繊維に整えられる。これが不完全な場合には、糸に節ができ、織布時の糸切れの原因になる。また織物になってもその節が染色まだらの原因となり、糸瑕もできるので、針布は紡績の工程を左右する重要な製品だった。梳綿機にはトップ、ドッファー、シリンダーの各針布が必要となる。トップ針布の耐久年数は約

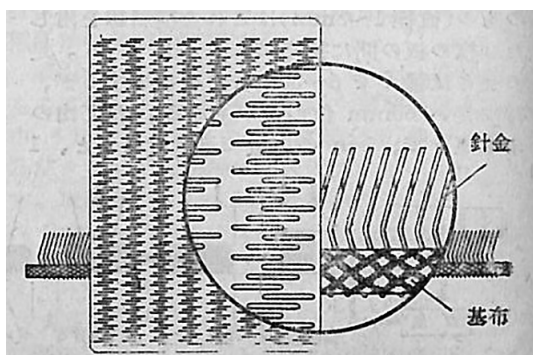


図1 針布

出所：佐藤弘編『体系商品辞典』東洋経済新報社、1952年、308頁。

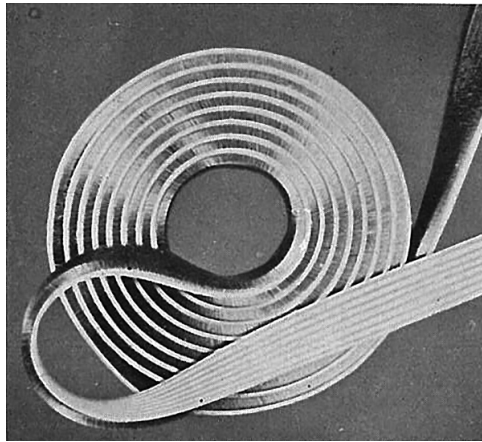


図2 出来上がった針布

出所：佐藤弘編『体系商品辞典』308頁につづく写真頁。

5年であり、精紡機1万鍾当たり年間898本を必要とした。また後に遠東が生産に乗り出すトラベラーは、リングとともにリング精紡機にとりつけられ、ヨリをかけて糸とするものである。トラベラーの耐久月数は1.6箇月であり、精紡機1万鍾当たり年間7.5万個を必要とした。いずれも紡績工業における不可欠な製品である。また日本における針布製造用原線の硬鋼線材の生産は、1935年に神戸製鋼でようやく開始されるなど、原料として特殊な鋼材が必要だった⁽²⁴⁾。

国民政府は、遠東をアーヘンで設立されたドイツ企業とみなして1945年に「敵偽産」として接収したのだが、それには以下に述べる遠因があった。カイザーは、1931年春に針布製造機器購入のためにドイツに帰国したが、輸出規制によって購入できなかった。そのためやむを得ずユダヤ人フ란ツ・ハーン博士（Franz Hahn）の紹介により、1931年10月13日に針布製造会社であるアーヘン郊外モンチョイのローテ・ステンゲル（Rothe & Stengel）社フーベルト・ヴィーネン（Hubert Wienen）社長と、ペーター・ランペン（Peter Rumpen）技師との4人で、上海に1932年1月1日付けで遠東銅絲布廠を設立する5年期限のパートナーシップ契約を結んだ。この契約は表1のように機器購入の代金およびハーン博士、ヴィーネン、ランペンからの資金70万マルク（米ドル換算で9万1,200ドル）からなるものだった⁽²⁵⁾。

陳緯千は上海に戻ったカイザーからの釈明により、はじめて中国人の参加する合股では、国際的な特許のある機器を購入できないことを知った。陳は、独アーヘンで結ばれた4人のパートナーシップを遠東の債務とすることを承認したが、ヴィーネンらの3人を遠東の股東とすることは認めなかった。ただし陳は、5年間のパートナーシップ期間が終わ

表1 遠東鋼糸布廠資産・負債総決算（1945年11月10日）

資本	創設時	100,000 元
	価値上昇分	900,000 元
	総額	1,000,000 元
内訳	陳緯千	5,000,000 元
	王英（カイザーからの贈与）	5,000,000 元
歴年利益積立		131,034 米ドル
増資積立	陳緯千	40,000 米ドル
	王英（股份受贈分と合算）	68,800 米ドル
合計		239,834 米ドル
負債		
決算尻損失	ウィーネン氏からの借入金	40,000 米ドル
	ランベン氏からの借入金	40,000 米ドル
	ベアテ・ハーン夫人からの借入金	11,200 米ドル
合計		91,200 米ドル

出所：上檔 Q192-23-97 65 コマ。

る1936年末までは、遠東の利益をカイザーから3人に分配することには合意したのだった。独アーヘンで結ばれたこのパートナーシップは、だれからも継続の意思が示されなかったため、1936年末に解散した。この期間中の1933年に、フランツ・ハーンは死去したが、カイザーは米に移住したベアテ・ハーン未亡人に債務返済を続ける。カイザーは、1939年6月10日にロンドンで、日中戦争勃発後の中国における遠東関係の債権回収に危機感を抱くヴィーネンとランベンから遠東に関する全権委譲の授權書を取得し、ハーン未亡人の出資金5万マルクは、カイザーの出資金から負債として返却することでパートナーシップは完全に終結した⁽²⁶⁾。その後、遠東は1939年6月14日から41年2月6日までに総額12,014.13米ドルと160英ポンドをハーン未亡人に送金していた⁽²⁷⁾。

遠東鋼糸布廠は上海東部の楊樹浦河間路1192号に工場を建設し、1932年1月頃から生産を開始したと思われる。資本金5余万元で、機器類購入費として15万元を使用し、年商額は30万元に上ったという。主要な取引銀行は徳華銀行（Deutsch-Asiatische Bank）と上海商業儲蓄銀行だった⁽²⁸⁾。表2から遠東の主要職員を見ると、重要な技術者はカイザー、ステファンス、ハラスなどの外国人職員だったことが分かる。後述する独ローテ・ステンゲル社から日本の金井トラベラーへの針布生産技術の移転では、当初、ドイツ人技師から機器の据付などの指導を受けたが、その後は自社の技術者で操業していた。遠東

表2 遠東鋼絲布廠職員録

	氏名	国籍	職位	備考
経営陣	エーリッヒ・カイザー Erich Kayser	ドイツ	総経理	特許エンジニア
	陳緯千	中国	経理	
外国籍 職員	フレイタグ A. Freitag		技術員	1932～37年
	ステファンス H. Steffens	ドイツ	エンジニア	1932～45年
	ゴットハルト Gottcholt	ドイツ	書記	1932～34年
	モスト A. Mohrstedt	ドイツ	書記	34～45年
	ハラス Stephan Halas	無国籍 (ハンガリー)	エンジニア	35年～ (トラベラー工場)
	ビノコロフ Vinokoroff	ロシア	技術助手	
中国籍 職員	華志良	中国	販売員	32～35年
	沈学祺	中国	販売員 (38年以後は工場管理)	35～44年
	舒裁五	中国	販売員	35～44年
	陳書達	中国	工場管理	32～36年
	張志超	中国	職員	36～44年
	李光弟	中国	工場管理	36～37年
	呉士雄	中国	工場管理	33～44年
	王戟華	中国	職員	41～43年

出所：「事務所華籍職員、外籍職員」、「訳文、遠東鋼絲布廠（呈報中国当局）」作成日時不明（上档 Q192-23-97、100、103、112コマ）。

は、中独合辦の合股企業なので当然かもしれないが、技術移転という点では金井トラベラーとは対照的だった。

カイザーは、遠東の設立を、1932年11月19日にドイツ上海総領事館に登録した。ただしこれは、カイザーの住民登録簿（Melderegister）に遠東鋼絲布廠の経営者として記されたということであり、企業としての登録ではなかった。しかし民事裁判において、国民政府経済部はここに注目したのである⁽²⁹⁾。カイザーは、ナチ黨員ではなく、ヒトラーを支持してもいなかった。設立当初の社名に「德国」（German）を入れていたのは顧客を増やすためであり、1933年のヒトラーの政権掌握後には、社名から German を外し、図3のように Far East Card Manufacturing Co. に改名していた。その後1937年3月に、ドイツ当局

製造廠
河間路一一九二號
電話 五〇四一八

遠東鋼絲布廠



各號鋼絲圈 齊備並精造 等針布一切 製帽刷絨 廢花刮毛 梳棉梳如 鋼絲針布 種紡織廠用 專門製造各

事務所
圓明園路二十四號
電話 一四二九三

遠東鋼絲圈廠



製造廠：河間路一一九二號
電話 五〇四一八

事務所：圓明園路二十四號
電話 一四二九三

精選歐洲上等原料歐籍專門
技師監製各號鋼絲圈定價低
廉為全國各紡織廠忠誠服務

— 二三 —

図3 遠東鋼絲布廠、遠東鋼絲圈廠の広告

出所：魏亦九等編輯『紗廠彙編：保豐紡織漂染整理廠』発行地不詳、1941年、広告23頁。

より上海ドイツ商会に加入し会員となることを指示された際には、これを拒絶していた⁽³⁰⁾。

針布生産を軌道に乗せた遠東は、リング精紡機に不可欠な部品であるトラベラーの生産にも事業を拡大する。1934年1月にカイザーが1万2,000元、ドイツの大規模電機メーカーである A.E.G. China Electric Co.（藹益吉中国電気公司）の上海代表であるステファン・

ハラス（Stephan Halas）⁽³¹⁾ が1万円、陳緯千が2,000元を出資し、資本金2.4万円で5年を期限として合股企業である図3の遠東鋼絲圈（トラベラー）廠（Far East Ring Traveler Manufacturing Co.）を針布工場と同じ敷地に設立し、翌1935年には生産を本格化した。同社は、1938年11月に股東の三人で5年間の契約延長がなされた⁽³²⁾。同社の技師も務めたハラスは、ハンガリー出身の無国籍者であった⁽³³⁾。

東アジアにおいて、この時期に針布の生産を開始したのは中国の遠東だけではなかった。東アジアの針布市場は、三井物産を代理店とする英サイクス（Joseph Sykes）社などのイギリス製針布の寡占下にあった。しかし、世界恐慌による欧州の針布、基布メーカーの経営悪化によって、そのカルテルは崩壊し、倒産した工場の設備を売却しようとする者も現れた⁽³⁴⁾。日本でも金井トラベラー社が、ハンブルグに本社を置く独商イリス商会の仲介で、1931年5月に遠東のドイツ側パートナーシップに参加していたローテ・ステンゲル社のヴィーネン社長と交渉し、同社から針布製造設備を購入するとともに、同社から派遣されたクラウス・ヘック技師の指導下で、ドイツから輸入した原料鋼線を使って1932年9月から尼崎の工場で針布の生産を開始したのだった⁽³⁵⁾。また1931年には日本針布株式会社が創設され、取締役技師長秋好実がドイツで針布製造設備を購入するとともに、技術者をドイツの針布製造工場で実習させて製造技術の習得に努めた。またイギリスからも一部製造設備を購入し、その操作の指導にあたる技術者を招聘して東京府下神代村（現在の調布市）の工場で生産を開始した。これに対してサイクス社も日本市場防衛のために三井物産と合辦で、1932年に東洋針布株式会社を創設し、翌33年から西宮の工場でサイクス社と同様の製品の生産を開始した⁽³⁶⁾。このように日本ではこの時期に針布メーカーが簇生していた。そして中国と日本の針布製造は、いずれも独ステンゲル社からの製造設備の移転によって遠東と金井により開始されたのだった。

II 日中戦争前の遠東鋼絲布廠

1935年に『紡織周刊』に掲載された汪虎嘯による参観記録から、この時期の遠東の設備の規模を確認する。製造工程は原料部、製造部、トップ裁断部、研磨部、尖頭焼入部、成形部の六部門に分かれていた。原料部は、針布の原料となる原料線鋼のまき直しと基布を準備した。尖頭焼入部は原線に熱処理を施す部門だが、遠東はすでに熱処理済みの原線を購入したこと、綿花の繊維は比較的柔軟で、針を硬くする必要もないことからほとんど使われなかった。製造部は表3のようにバンド植針機23台を有するシリンドー、ドッファー針布製造部と、トップ植針機6台を有するトップ針布製造部に分かれていた。トッ

表3 遠東鋼糸布廠と金井トラベラーの生産設備

工場名	遠東鋼糸布廠		金井トラベラー
調査年	1935 年	1948 年	1931 年
バンド植針機	23	57	40
トップ植針機	6	20	2
トップ裁断機	1	N/A	1
研磨機	N/A	3	2
尖頭焼入機	1	N/A	1
成形機	N/A	N/A	2

出所：汪虎嘯「遠東鋼絲布廠參觀記」『紡織周刊』5巻26期、1935年7月5日。金井重要工業株式会社『百寿』95頁。倪雲凌「遠東鋼絲布廠參觀記」『紡織建設月刊』1巻11期、1948年10月。

ブ裁断部は、トップ裁断機1台を有していた。ここまでの工程で基布上に針が密に植え付けられ、研磨部で針の表面や両側を研いで、成形機で注文者から指定された巾と長さに加工作れて針布が完成した。陳緯千とステファンス技師が説明にあたり、針の加工不良に際しては機械が自動的に停止するなど、汪虎嘯は新式のドイツ製機械により品質精良な製品が生産されているとする。また生産にあたる職工は50人程度、原料としてはイギリスから輸入された原線と基布を使用していたとした。表3のようにほぼ日本の金井トラベラーと同規模であるが、馬渡明は遠東を「極めて小規模の針布製造工場」としており、ヨーロッパ諸国の工場などと比較すれば、その規模は小規模だったのであろう。遠東の営業主任である沈学祺は、遠東製針布の利点として、輸入品よりも数十元は安価なこと、輸入針布と異なり製品に問題があれば交換・返品が容易なこと、そして注文から納品までの納期の短さを上げていた⁽³⁷⁾。

針布は、あらゆる繊維の紡績に使用されるが、羊毛や綿花などその繊維の種類により後述するように基布の構成が異なる。また紡出する糸の番手により針金の長さや針の植え込み密度が異なり、番手に適合するように造られており、針の形状も繊維の種類や紡績方法によって異なる。そのため針布は、注文者から基布の種類、針の植込み密度を表示する針布番手、巾、長さを指定され売買されることになる⁽³⁸⁾。要するに針布とは紡績工業に不可欠で、工場ごとのオーダーメイドに近い製品だったのであり、遠東の設立は当時の成長しつつある中国紡績工業の針布需要に応えるものだったと言えよう。

遠東製針布への紡績業者からの評価は良好であった。1931年6月10日の遠東からの納品に対して揚集賢隆茂紡織廠經理は「御社から供給されたCWCを基布としたシリンドー針布とドッファー針布は、CWCCを基布としたものと同様に良好であり、この針布を通

した綿花は非常に清潔となっている。弊社は貴社の製品に、納期に全くの遅れが無いことも合わせて、非常に満足している。この部品を必要とする人々に推薦することに何のためらいもない」と述べ、今後の購入も示唆していた⁽³⁹⁾。なお基布のCやWは、貼り合わせる織物の素材を示しており、Cは綿布、Wはウーレンクロス（経糸に麻、緯糸に綿を用いた布）であり、CWCであれば綿布・ウーレンクロス・綿布を貼り合わせた基布となる。遠東が起毛針布を納品した羅慶蕃五和織造廠經理の1933年9月の反応も、以下の様に上々のものだった。「御社に発注した最初の起毛針布を二週間使用したところ、我々の目的に十分であることが分かった。そこで、御社に第二回目の発注をします。しかし、我々の起毛工程の工員の報告によればこの針布にはまだわずかに改良の余地があるようです。弊社にご訪問いただき詳細に関する議論をしたいと思えます」⁽⁴⁰⁾。

また戦後の裁判でも、遠東がその創業以降、中国紡績業の発展に果たした大きな功績を関係者が証言していた。中国を代表する紡織技術者であり、中国紡織学会の主席を1930年の設立時から54年までつとめた朱仙舫は、当時、国営中国紡織建設公司上海第十六紡織廠の工場長であり、すなわち遠東を接収した国民政府側で役職に就いていた⁽⁴¹⁾。朱は、遠東の創業当初の1930年から陳緯千とカイザーを熟知しており、針布使用時の要点について両者と検討を重ね、遠東の生産開始後には、当時、工場長に就いていた申新紡の各工場や漢口第一紡で使用し、その品質に満足していたとする。また日中戦争開戦前に漢口第一紡と遠東の間で針布購入契約を結んだが、遠東は開戦後の生産コストの上昇にもかかわらず、契約どおりの価格と数量で納品を続けたことも高く評価していた⁽⁴²⁾。

上海華福製帽公司、通成棉毛紡織、常州民豐紡から裁判のために提出された証明書でも、各社は遠東製針布の品質を以下のように高く評価していた⁽⁴³⁾。例えば華福製帽公司は、1932年に使用する針布を英国製品から遠東製に変更したが「製品は非常に優れており輸入品と遜色なく、しかも価格は安価で弊社は喜んで採用した」と述べている。中国紡最大手の申新紡の第六廠も、1931年以降、輸入針布から遠東製針布へと切り換えており、その品質を高く評価していた⁽⁴⁴⁾。

また裁判のために提出された各紡績工場からの発注伝票から、遠東が各社の発注に応じて様々な針布を製作していたことが分かる。例えば1936年6月24日付けの申新第一・八紡織廠からの発注伝票では、プラット社、アサ・リース社、サコ・ローウェル社製の梳棉機に対応したシリンドー針布、ドッファー針布、トップ針布の製作を合計1万6,889.28円で受注して、この年の10月から納品を始めるとしていた⁽⁴⁵⁾。申新第九紡織廠からの1936年8月19日の発注伝票によれば、合計6,741.12円でシリンドー針布12枚、ドッファー針布12枚、トップ針布12枚を製作し、翌9月から一月当たり4セットずつ納品することになっ

ていた。また同工場からの、1939年2月3日付けの発注伝票によれば、合計833.42英ポンドでシリンダー針布40枚、規格の異なるドッファー針布を10枚と30枚を受注し、3月から5月まで毎月シリンダーとドッファー針布5枚ずつ、10月と11月には毎月シリンダーとドッファー針布10枚ずつ、12月にはシリンダーとドッファー針布5枚ずつを納品することになっていた。1938年2月15日の統益紡織廠からの発注伝票では、2,860円でトップ針布10セットを「可能な限り早期に」納品することで受注していた⁽⁴⁶⁾。

また遠東は日本にも針布を輸出していた。その重量と代金は1934年に1.2 kgで3円、1935年に337.2 kgで341円と極僅かではあったが、遠東の製品が日本でも評価されていたことを示すものといえよう⁽⁴⁷⁾。

くわえて羊毛紡績においても、羊毛を解す機械である鬆毛機（Cot opener）や梳毛機、家庭紡毛機などの遠東の取次販売するドイツ製機器は、いずれも不可欠なものだった⁽⁴⁸⁾。このように遠東は、中国の各種紡績業の成長に重要な役割を果たしていたのである。

Ⅲ 日中戦争中の活動

1 大生紡織の保護

1937年7月7日の盧溝橋事件により日中戦争が勃発し、8月には上海にも戦火が拡大した。こうした状況下で遠東は、「ドイツ商」の強みを最大限に活かし、表4に上げる中国企業を日本軍の占領・接収から保護することになった。いずれも繊維関連企業であり、針布の販売先だったと思われる。申新紡織第九廠の原綿と綿糸は、上海西部の小沙渡宜昌路

表4 遠東保護下の中国企業

企業名	所在地	ドイツ籍企業名	金額(元)	期間	備考
上海華記帽廠 Hwa Kee Hat Factory	上海鄞陽路	German Far East Hat Factory. 德国遠東帽廠	100,000	1938年1月～ 1941年12月	
申新紡織第九廠花紗棧房 Sung Sing Cotton Mill No. 9	上海宜昌路	German Far East Storage Co. (Kayser & Co.) 上海德国遠東洋棧公司	2,000,000	1938年2～ 6月	原綿・綿糸 1万ピクル
南通大生紡織廠・発電所 Dah Sung Cotton Mills and Power Plant	江蘇省南通	Far East Machinery Co. 遠東機器公司	5,000,000	1938年1月～ 1939年9月	

出所：「遠東鋼糸布廠→施泰乃斯」1946年10月5日（上檔 Q195-23-95、59-69コマ）。「申新紡織第九廠花紗棧房」(証明書) 1946年8月3日、「賈愛寿受託德国領事館登記設旗籍獲保護之華商財産録」作成時期不明（上檔 Q192-23-97、187、192コマ）。Far East Card Mfg. Co. “Statement” Aug. 1945.（上檔 Q192-23-97、70-74コマ）。『中華民国実業名鑑』303、503頁。

にあった中国銀行倉庫に預けてあったものであろう⁽⁴⁹⁾。以下では、大生紡織の事例について分析する。

江蘇省の大生紡織は、南通に第一廠と副廠、海門に第三廠を所有していた。同社は著名な実業家である張謇により設立されたが、経営悪化により1925年から銀行団の代理経営下に置かれていた⁽⁵⁰⁾。

日中戦争の始まった1937年の年末には、滬寧（上海・南京間）鉄道の主要都市が全て日本軍の占領下におかれたために、大生紡は製品を一時的に上海や南通の倉庫に保管しながら、戦火の及んでいない江蘇省北部に市場を限定せざるを得なかった。急速な戦況の悪化により、南通もしばしば空襲を受けるとともに、日本軍の侵攻が迫っていた。こうした中で日本軍による占領や破壊を避ける手段として、幾つかの中国企業はその設備を、債務整理を通じて第三国の企業の「担保」とし、形式的に第三国の国籍に「転籍」させ、その国旗を掲揚することで日本の占領を防ごうとした。さらに国民政府も「中央政府は……、最近、おおよそ人民の所有する工場の第三国への転籍を認めることを規定し、国家資源を保全するとともに、敵の利用を防ぐ」との政令を発し、外国企業の「担保」となる生き残り策は、戦時下で合法性を有するものとなった⁽⁵¹⁾。

大生紡は、1938年1月10日にドイツの電気メーカー A.E.G. (Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft) の上海代理店である A.E.G. China Electric Co. (以下、A.E.G. 中国と略称) と抵当契約を結んだ。前述したように A.E.G. 中国の代表の S. ハラスは、遠東銅絲圈廠の股東の一人で、同社の技師でもあった。A.E.G. 中国の上海事務所は上海の江西路367号に置かれたが、工場とされたのは円明園路24号の遠東の事務所であり、実質的には遠東の関係者が業務を行っていたと考えられる。大生紡が抵当となった債務とは、A.E.G. 中国から、1936年11月20日に大生第一廠への電力供給のために27万円で購入した1万 kW の発電機と、1937年8月2日に大生発電廠が南通市への電力供給のために14万1,260英ポンドで購入した2台の1万 kW の発電機の未払いの商品代金だった。日中戦争により両債務の履行が不可能となったため、大生紡は南通の第一廠、副廠、天生港の大生発電廠、海門の第三廠を A.E.G. 中国の抵当としたのだった。

A.E.G. 中国と遠東が、大生紡の管理のために設立したのが表4の遠東機器公司 (Far East Machinery Co.) だった。こうして大生紡は、「徳商謫益吉中華電機廠遠東機器公司管理大生紡織公司」と改名し、遠東機器公司から工場管理者として大生一廠・副廠にはノイマン (Neumann)、三廠にはオンナーマン (Onnermann) が、会計士としてフレンドリッヒ (Freundlich)、事務員としてコナート (Kohnert)、ガンティムロフ (Gantimuroff)、ハンス・エアナ (Hans Erne) などが送り込まれ、大生紡は彼らにより組織された「大生紡

織公司經理人譚益吉中華電機廠遠東機器公司上海經理處」(以下、經理處と略称)の管理下に置かれることになった。また大生紡の各工場にはドイツ国旗が掲揚され、「独逸人所有財産」との看板も掲げられた⁽⁵²⁾。その一方で遠東は、大生紡の製品を後述する「自社船」によって国民政府統治区に運搬・販売し、重要設備を疎開させたともされている⁽⁵³⁾。

戦時期の大生紡を分析した張若愚によれば、大生紡の経営には引き続き銀行団と取締役会があたっており、A.E.G. 中国や遠東が經理處を通して大生紡の経営に介入することはなかったとしている。しかし經理處とドイツ人職員が存在する以上、大生紡は抵当契約に依ってその給与と管理費などの関連費用を負担する必要がある、その額は、1938年5月～12月だけで10万元以上に上った。それでも徐静仁や李升伯といった大生紡の経営陣は、A.E.G. 中国と遠東を信頼し、「ドイツ資産」という看板は日本の攻撃に堪え得ると考えていた。張若愚は、多額の収益を得た A.E.G. 中国と遠東も、大生紡の存続と経営を可能な限り確保するという職責を果たしたと評価している⁽⁵⁴⁾。

日本軍が1938年3月17日に南通、21日に海門を占領すると、4月17日には石村実鐘紡上海営業所所長が大生紡を「目的は言わずもがなである」と訪問した。その後に行われた日本側と大生紡の「協力」交渉が決裂すると、日本軍は1939年3月2日に大生紡各工場の「軍管理」の実施を宣言し、ドイツ人職員の大生紡各工場からの退去を強要し、9日にドイツ人職員は上海へ去った。こうして11月1日には抵当契約も解除され、遠東による大生紡の保護は終了することになった⁽⁵⁵⁾。その後の大生紡は、日本軍の委託を受けた鐘紡により設立された江北実業公司の管理下に置かれることになる⁽⁵⁶⁾。

2 中国籍汽船の保護と国民政府への協力

日本海軍は上海戦開始直後の1937年8月25日から、中国の全沿岸において中国船舶の封鎖作戦を実施した。当初、日本が日中戦争を「事変」としたため「海上交通遮断」と呼ばれたが、その目的は沿岸封鎖と同一であり、国際法上の戦時封鎖に近いものだった。沿岸封鎖は、日本海軍艦艇により、封鎖区域に対する中国船舶の出入り、航行を国際慣例にもとづいて差し止める形で実施された。封鎖区域を航行する中国船舶は、日本海軍により臨検され、拿捕・抑留されることになった。また第三国船舶の航行は妨げないとされたが、中国軍の援助を目的として航行する船舶は抑留することができるとされた。しかし、航行目的の確認には臨検が必要であり、しかも封鎖に使用できる日本海軍の艦艇数が限られたために、後述する遠東の汽船のように第三国船舶であれば初期には封鎖線の突破が可能だった。実際、英国旗掲揚の船舶はそれほど減少せず、広州・香港間の航行はかえって頻繁になったという⁽⁵⁷⁾。しかし日本海軍は封鎖の強化のために、1938年になると洋上作

戦とともに、封鎖部隊の基地獲得などを目的に主要港の攻略を開始した。同年5月には福建省厦門、江蘇省連雲港、6月には広東省汕頭東方約20海里の南澳島、10月には広州を、1939年2月には海南島、6月には広東省汕頭、11月には広西省南寧を占領し、英米から中国への軍需品輸入ルートを遮断しようとした⁽⁵⁸⁾。1940年4月～1941年5月に華南海域の海上封鎖に従事した第五駆逐隊の駆逐艦春風、旗風、沖風、松風は、しばしば第三国である英国、パナマ、ドイツ船籍の船舶を臨検し、1941年3月5日には松風が福建省莆田と南日島間で臨検したドイツ船籍の「謀福」号を抑留しており、第三国船舶に対する監視は強化されていた⁽⁵⁹⁾。

遠東は日本軍による海上封鎖の開始後に、遠東輪船（German Far East Steamship Co. [Kayser & Co.] Shanghai）を設立し、1937年12月から表5にあげた4隻の汽船をドイツ船籍として、上海ドイツ領事館に登録した。これらの汽船は、ドイツ人船長のもとでドイツ国旗を掲揚し、日本海軍の封鎖を突破し、上海と国民政府支配下にある各港の間で軍事物資、軍隊の輸送、遊撃隊への補給に従事した⁽⁶⁰⁾。上海と浙江省定海・台州間の航路で運航されていた穿山輪船会社の穿山号はハナ（Hanna）号と改名され、ドイツ人船長ハマン（Hammann）により運航された。ハナ号は上海から寧波、定海、海門、温州など国民政府支配下の各港に、往路では軍服、医薬品、無線電話、タイヤなどの重要軍需品を運搬し、帰路には茶葉、茶油、桐油、生皮などを上海に持ち帰り、これらの物資は外貨と交換されたという⁽⁶¹⁾。黄岩輪船会社の黄岩号はハンジ（Hansi）号と改名され、ドイツ人エブナー（Ebner）が船長を務め、軍用物資輸送に従事した。この船の実状の調査のため、日本海軍は船長の買収を試みたり、臨検の際に何度も威嚇をしたりしたという。寧海商輪会社の「寧海」号はヘルタ（Hertha）号と改名され、ドイツ人「舒爾寿」（原名不明）を船長として沿岸輸送に従事したが、ハンジ号と同様の困難に直面したという。東海輪船会社の東海

表5 German Far East Steamship Co. (Kayser & Co.) Shanghai 保護下の中国船

船名	原籍汽船会社	排水量（トン）	保護期間	備考
Hanna（哈那）	穿山輪船公司 （上海－定海・台州）	1039.68	1937年12月 ～ 42年4月	4隻の価値： 150万元 貨客運搬の価値： 不明
Hansi（亨熙）	黄岩輪船公司	513.99	1938年1月 ～ 39年8月	
Hertha（海徳）	寧海商輪公司 （寧波－永嘉・寧海）	419.68	1938年2月 ～ 1939年7月	
Heini（海宜）	東海輪船公司	355.9	1938年3月 ～ 1941年6月	

出所：Far East Card Mfg. Co. “Statement” Aug. 1945.（上檔 Q192-23-97、70-74コマ）。天海『中華民国実業名鑑』316、338頁。

号はハイニ（Heini）号と改名し、ドイツ人フェルディナンド・ロッホルド博士（Dr. Ferdinand Rochhold）を船長とした。同船は4隻中最小で排水量も350トンほどだったが、そのため満潮時であればほとんどの港で接岸して荷揚げが可能で、国民政府の遊撃部隊への補給において最も成功を取めたという⁽⁶²⁾。しかしロッホルドは戦後の証言で以下の様に述べている。1939年以降、日本海軍による封鎖の強化により、日本軍艦艇による停船・臨検をしばしば受けたために、1940年半ば以降には日中の行動はほぼ不可能となった。そのためハイニ号が小型船舶であることを利用し、日中は小さな入江に身を隠し、夜間に灯火を落として作業を行い、日の出前に作業を終えたが、こうした行動は同船や、その乗組員と乗客の生命を危険にさらすことになった⁽⁶³⁾。前述したような1940年半ば以降の日本海軍の封鎖強化により、遠東輪船の活動も困難となり、42年には活動を停止することになったのだった。

こうした遠東の汽船は。封鎖にあたる日本海軍艦艇に係わる情報を国民政府に提供する活動も行っていた。軍事委員会調査統計局（以下、軍統と略称）の中心人物の一人である国防部保密局長鄭介民中将は、ドイツ人「施泰乃斯」（ドイツ名は不明 Steiners、シュタイナースか？）は日中戦争～太平洋戦争勃発の期間に自らのドイツ国籍を利用した、重慶から上海に潜入した軍統のスパイであり、遠東はこの情報収集の協力者だったとした⁽⁶⁴⁾。そして施泰乃斯も蒋介石の命令を受けて、戴笠軍統副局長、王芃生交通部次長指揮下で遠東の協力を得て情報収集にあたったことを認めていた⁽⁶⁵⁾。例えばハナ号は1940年5月12日に「大きな艦隊が（浙江省温州）港口に集結している…」、同年6月1日には、温州沖の大瞿山附近で日本海軍の小型艦2隻と探照灯を備えた大型艦が封鎖にあたっていること、同年8月28日には、「日本海軍の飛行機6機、掃海艇1、巡洋艦1、小型艦3、航空母艦1隻が金曜日朝には上海に到着する」ことを、遠東輪船に通報していた⁽⁶⁶⁾。このような活動を日本海軍が見逃すはずもなく、外交ルートを通じて上海ドイツ領事館に以下の様な抗議をしていた。日本海軍は温州附近で数回にわたり灯火を消した商船を発見したが、封鎖にあたる日本艦艇の停船信号を無視している。この船舶は第三国のものであり、日本海軍はこの船舶を臨検し、敵性に属さないことを弁別できない困難に直面している。そのため今後は日本海軍の封鎖部隊は必要に応じて断固とした処置をとる。日本海軍当局としては、予防のために第三国の船舶が航行を自粛し、同様の事態の再発なきことを約束すべきものとする。再度この商船が日本海軍の期望に沿わない行動を採った際には、いかなる事態に遭遇しようとも日本海軍は如何なる責任も負わないことを、第三国の汽船会社に通告する。日本海軍は、このように遠東輪船に強い警告を発し、先述したように遠東輪船の活動もアジア・太平洋戦争開戦後の1942年には不可能となった⁽⁶⁷⁾。

3 戦時下の工場経営とカイザーの所有権の王英への譲渡

日中戦争開戦後、上海には租界の安全性を求めて、大量の資本と人が流入した。資金の流入は金融緩和をもたらし、戦前の350万人から500万人に増加した人口は消費市場の拡大をもたらして、「孤島の繁栄」と呼ばれた経済的活況を現出させた⁽⁶⁸⁾。上海の紡織工業は、中国西南地方および東南アジアへの移輸出の急増により、その生産指数を表6のように1939、40両年には、36年の8割前後まで回復させた。こうした紡績業に針布を供給する遠東も、表7のように1939、40両年には米ドル換算で12万ドル前後を売上げており、従業員数も表8のように戦前と同様に60人程度を雇用していた。

しかし先述したように1940年以降、日本軍による国民政府（重慶政権）統治地域への

表6 1936～43年の上海紡織工業生産指数（1936=100）

	総指数		中国紡		在華紡・委任経営工場		英系紡	
	綿糸	綿布	綿糸	綿布	綿糸	綿布	綿糸	綿布
1936年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1937年	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
1938年	45.4	48.6	42.4	16.0	43.6	50.1	94.1	143.9
1939年	82.3	86.9	68.2	28.3	91.8	100.8	88.8	128.7
1940年	78.6	78.2	73.9	48.0	79.2	83.5	111.9	121.3
1941年	49.2	41.4	65.5	47.3	33.2	43.0	100.2	82.0
1942年	14.3	23.5	9.1	8.7	19.2	29.9		
1943年	5.1	13.1	4.3	5.8	6.2	16.4		

出所：王子嘉「民元来我国之棉業」朱斯煌主編『民国経済史』銀行学会、1948年、338-339頁。

表7 遠東鋼絲布廠の売上高（1939～1945年）

	売上高	米ドル換算
1939年	1,141,700 ²⁾	121,120
1940年	2,000,703 ²⁾	116,736
1941年	1,584,558 ²⁾	82,524
1942年	1,610,816 ²⁾	61,930
1943年	4,959,280 ²⁾	49,600
1944年	43,334 ³⁾	29,700
1945年 ¹⁾	1,733 ³⁾	1,155

注：1) 1月～8月

2) 単位は上海ドル。上海ドルは、時期により指す貨幣が異なるが、ここでは法幣となる。

3) 単位は Gold Bars

出所：Far East Card Mfg. Co. → United States Foreign Economic Administration. Sept. 28, 1945.（上檔 Q192-23-97、93-96 コマ）。

表8 遠東鋼絲布廠の中国人労働者数（1939～1945年）

時期	人数
1939～40年	約60人
1941年末	25人
1942年末	20人
1943年末	9人
1944年末	8人
1945年1月	最後の5人を解雇

出所：「訳文、遠東鋼絲布廠（呈報中国当局）」作成日時不明（上檔 Q192-23-97、103コマ）。

物資供給路の遮断が徹底されると、上海紡織業の「孤島の繁栄」は転機を迎えた。綿製品需要の急減により、在華紡各社は11月には夜間操業を停止したうえで5割操業となった。41年には状況はさらに悪化した。具体的には4月のインド炭の輸入途絶により上海電力会社の供給電力が大幅に削減され、7月の英米両国による日本資産凍結により外国原綿の輸入も途絶し、8月にはこれへの報復として綿糸布輸出も原則的に禁止されて東南アジアへの販路も極端に制限されたことから、41年12月のアジア太平洋戦争開戦以降には在華紡の操業率は35%程度まで落ち込むことになった。一方の中国紡は、7割程度の操業率を維持していたが、これも開戦以降には、45%程度に落ち込んだという。またこの時期、遠東は日本の占領当局から割り当てられた原料線鋼により、主に中国紡向けの針布を生産しており、在華紡は同社から針布を購入できなかった⁽⁶⁹⁾。紡織業の不振は、表7の米ドル換算の欄のように、遠東の売上げを急速に落ち込ませることになった。そのため41年以降には表8のような急激な労働者の削減が行われたが、これが戦後に禍根を残すことになる。そして1944年11月の電力供給の停止により、遠東の生産は完全に停止することになり、表8のように45年1月には最後の中国人労働者5名も解雇された⁽⁷⁰⁾。表7の1945年の僅かな売上げは在庫の針布の販売によるものだった。遠東は表9のように戦争終結時にも、相当数の針布とその仕掛品、原料を保有していた。

1940年に病を患ったカイザーは、内縁の妻王英の将来の生活を案じて、この年のクリスマスに、証書を作成し所有する遠東の「股権」（出資金の権利）を全て王英に贈与した。王英は上海を本籍地（「籍貫」）とし、1945年当時で31歳とあり、数え年であれば1915年から1916年の生まれである。カイザーとの同居生活は1945年には10年に及んでいたとある

表9 遠東鋼絲布廠の資産（1945年9月28日）

項目	金額 (Gold Bars)	米ドル換算
針布仕掛品	4,240	15,000
針布原料	5,550	
針布	10,280	
トラベラー原料	2,032	
トラベラー仕掛品	174	
機械	167,000	112,000
工場土地	18,650	12,600
工場建物	48,000	32,400
事務所土地・建物	11,400	7,700
合計	267,326	179,700

出所：Far East Card Mfg. Co. → United States Foreign Economic Administration. Sept. 28, 1945. (上檔 Q192-23-97、93-96 コマ)。

ので、1935年頃からカイザーと事実婚関係にあったということになる。1946年7月3日の上海地方法院検察処の訊問では、王英とカイザーは当時1歳になる子どもをもうけていた。両者が正式な婚姻関係を持たなかったのは、王英が中国国籍を棄ててドイツ国籍となることを望まず、カイザーもヒトラーの独裁を憎悪し、中国での永住を希望しており、王英がドイツ国籍に入ることを望まなかったためだった⁽⁷¹⁾。こうして遠東は、中国人である陳緯千と王英の所有する合股企業となった。また遠東鋼糸圈廠も、1944年8月22日に遠東鋼絲布廠に売却され、陳緯千と王英の所有となっていた⁽⁷²⁾。

また大戦の帰趨が明確になった1945年2月28日に遠東は、中立国である駐上海スウェーデン領事館に連絡をとっていた。その内容は、戦前に取引のあったスウェーデンのガルピッタンのアルボラージュ・ガルフィッテ・ブルック社という線鋼メーカーから、戦争終結後できるだけ早期に針布原料の供給を受けるために、スウェーデンでの預金口座開設に係わる情報提供を求めるものだった。その際、「現在、中国人所有下にあるわが社」として中国人所有であることを強調していたことも言及しておく⁽⁷³⁾。カイザーなど遠東の経営陣は、原料線鋼の供給源であるドイツと日本が大戦で荒廃したことを受け、新たなパートナーを中立国のスウェーデンに求めたのだった。

日中戦争開戦後の遠東は、「ドイツ商」としての立場を最大限利用して、中国企業や船舶を保護しようとした。戦後に遠東は「すべての保護は、中国国民に対する真の友情のもとに、いかなる個人的利益も得ることなく実施された」とするが、大生紡の事例のように遠東はこうした保護から多くの収益を得ていたと思われる⁽⁷⁴⁾。1940年以降の日本軍による国民政府統治地域への通商路遮断・封鎖強化は、こうした遠東の中国企業保護を不可能にするとともに、針布生産も激減させることになり、1944年11月には生産も完全に停止することになった。また1940年末に遠東におけるカイザーの所有権が、その妻王英に譲渡されたことで、遠東は中国人による合股企業となって戦後を迎えることになったのだった。

IV 戦後の接収と裁判

1 接収と中国紡織機器製造公司への編入

遠東は、1945年11月に国民政府經濟部戦時生産局蘇浙皖区特派員辦公処（以下、經濟部特派員辦公処と略称する）により、「敵偽産」であるドイツ資産として接収された⁽⁷⁵⁾。そして1946年4月には、半官半民の紡織機器製造企業である中国紡織機器製造公司（以下、中機公司与略称）に編入された。同社は、政府が24億元、民間紡績企業74社が設備

数に応じて合計36億元を出資し、国民政府が接収した遠東、日本機器製作所、東亜鉄廠、有新鉄廠、豊田自動車廠などの11工場をその傘下において紡織機器の製造を目指していた⁽⁷⁶⁾。こうして遠東は、その所有権をめぐる裁判が続く中で、中機公司傘下の企業として1946年6月10日から操業を再開したのである⁽⁷⁷⁾。中機公司が遠東の再開を急いだ背景には、戦後復興期における針布需要があったと思われる。例えば陝西省の咸陽紡織工廠は、同年6月28日に工場の全ての針布の交換のために中機公司に対して、針布の発注の可否を問い合わせていた⁽⁷⁸⁾。

しかし操業を再開したものの、原料不足は深刻で、特に基布を手当できずに、黄伯樵中機公司經理は1946年8月7日に、同社の常務取締役で民間紡績企業の経営者でもある楊錫仁、唐星海、郭棣活、榮鴻元に、遠東が製造可能な針布の数を50セットと伝えていた⁽⁷⁹⁾。また国外に発注した原料線鋼も到着しなかったため、中機公司は遠東製品の販売先の優先度を、国営中国紡織建設公司（以下、中紡公司と略称する）、中機公司の株主の民間紡績企業、その他の紡績企業の順にしたようである。

中紡公司とは、すべての旧在華紡の工場をその傘下に置いた国営企業で、1945年11月27日に董事会（取締役会）が組織された。中紡公司は經濟部から、同年12月には天津の7つの旧在華紡工場、翌46年1月には上海の36、青島の9つの旧在華紡の工場を接収し、操業を開始した。中紡公司の設備は、綿紡織工場だけで1,758,480錘を有していた。これは、当時の中国全土の紡錘数4,924,323錘の35.71%に及ぶものであった⁽⁸⁰⁾。

中機公司は1946年9月3日に、中紡公司からの45インチ針布25セットを2箇月以内に納品との注文を受けていた。また遠東は1947年2月11日に、五種類の針布を中紡公司傘下の上海第三、第四紡織廠と第一針織（メリヤス）廠、および青島分公司に出荷したことを中機公司に報告している⁽⁸¹⁾。ところがその二日後の2月13日の中機公司取締役でもある劉靖基大豊紡織經理からの針布60セットの問い合わせに対して、遠東からの回答は原料不足により注文の登録だけはするとの内容にとどまっていた。これに対して劉靖基は、2月15日に黄伯樵中機公司經理に60セットの針布の製作を直接依頼したが、黄は原料不足の中で中紡公司に45セットを納品したばかりであり、国外からの原料が到着次第、大豊紡の注文を受けると回答していた⁽⁸²⁾。その後、西安西北毛紡織公司、上海鴻發仁記毛絨紡織廠、資源委員会上海機器廠、江蘇省江陰の利泰紡織からの針布への問い合わせに対しても、中機公司は同様の回答をしている⁽⁸³⁾。こうした国営中紡公司に偏重した針布供給に、中機公司の株主でもあった民間の紡績企業は不満を抱くことになっただろう。

また製品の品質にも問題を抱えていたようで、1946年7月13日に取引先である中紡紗廠（中紡公司とは異なる民間企業）、信和紡、榮豊紡、申新紡、申新第一紡、申新第二紡、

申新第九紡、大成・大豊紡、慶豊紡、新裕紡、鴻章紡、崇信紡、統益紡、永安紡に対して遠東製の針布とトラベラーへの意見を求めている⁽⁸⁴⁾。これに応えた中機公司の取締役でもある唐星海無錫慶豊紡經理は、トラベラーが脆く折れやすいことを指摘した。董春芳統益紡經理は、基布の弾力不足によりシリンドーから針布が浮き上がってしまうこと、また遠東製トラベラーは英国製と比べて交換期間が五分の一程度であり、その耐久性が著しく低いとした。栄豊紡は、基布が伸びやすく、そのために針の密度が不均等になること、針の焼き入れのムラにより硬度が不均一であること、トラベラーも焼き入れのムラによりリングの磨耗にムラの発生することを報告していた。また中紡紗廠も同様の問題を指摘していた⁽⁸⁵⁾。黄伯樵中機公司經理は、留用していた遠東に戦前から在籍したドイツ人技術者ステファンスに基布の改善を命じたようである⁽⁸⁶⁾。それからほぼ2年後の1948年10月頃、倪雲凌が遠東を参観している。主要職員は、劉月鋤廠長、楊工程師、そして留用技術者としてのドイツ人のステファンスと、ロシア人のビノコロフだった。また表3のように1935年と比べてバンド植針機、トップ植針機が増加し、一日当たり梳棉機2セット分、約3,000フィート（914.4 m）の針布の生産が可能だったという。原料問題は、アメリカからの原料線鋼と基布の輸入により解決されたが、原線は戦前・戦中に使用していたドイツ製に比べて錆びやすく、品質面では及ばなかったという。

2 民事裁判の顛末

ここでは、冒頭で触れた陳緯千と王英が、1945年11月5日に遠東の所有権の確認を求めて、第一被告のカイザー、第二被告の經濟部特派員辦公処を相手取り、上海地方法院に訴えた民事裁判の顛末を確認する。なお上海地方法院檢察処が1946年7月3日に、カイザー、王英、陳緯千を遠東の不法占拠の嫌疑で起訴した刑事裁判では、上海地方法院は1947年1月20日に免訴の判断を下しており、これは実質的には国民政府側の敗訴という結果だった⁽⁸⁷⁾。

民事裁判における陳緯千、王英そしてカイザーの目的は、裁判所に遠東が陳緯千と王英の所有する中国籍の合股企業であることを確認させて、經濟部が「敵偽産」＝ドイツ資産として接収した遠東を返還させることにあった。

一方、經濟部と、中紡公司、中機公司是、遠東はもともとカイザーの個人事業から始まったドイツ籍企業で、カイザーをはじめとする遠東のドイツ人職員はナチ党员、あるいはナチ党の活動の協力者であり、日中戦争開戦後には陳緯千も含めた経営陣は、積極的に日本に協力をした「敵偽産」企業として、彼らによる接収・経営を正当化しようとした⁽⁸⁸⁾。

そのために遠東を接収した經濟部特派員辦公処は、早期の操業再開を望む遠東の旧従業員に、陳緯千を「漢奸」（民族の裏切り者）として厳罰を求める告發文を作成させ、これを上海地方法院に送付もしていた。この告發文には表2にも名前のある呉士雄をはじめ胡崇嶽と奚金陵を代表として、彼ら三人も含めて44人の連名によるものだった。この告発によれば、遠東は完全なドイツ資本であり、1930年のカイザーと陳緯千間の合股契約は全くの虚構とした。もともと陳緯千はドイツ商社徳孚洋行の一職員に過ぎず、合股企業を創設する資力、またこうした新事業を立ち上げる才覚もない人物であり、遠東がドイツ企業＝「敵産」であることは、紡織業界では周知の事実だったとした。また日中戦争開戦後に、遠東はその製品の80%を在華紡に供給する「利敵」行為を働いたともした。戦後復興にあたり、針布は紡織業の必需品であり、その生産にあたる遠東は敵産でしかも戦時に利敵行為を犯しており、国家と国民のためにもこれを国有とすべきとしたのである。しかし本稿で既に述べた朱仙舫らの証言や、在華紡は戦時中にも日本本土の針布を割り当てられた事実からすれば、この告発こそが虚構に基づくものだった。告發文の末尾は「工場の操業再開により、我々は仕事を続けられ、失業することなく生活を再興できる」と結ばれている⁽⁸⁹⁾。遠東の旧従業員からすれば、すでに工場を接収している經濟部であれば、より早期に操業を再開でき、自らの生活をも再建できると考えたのだろう。

裁判で陳緯千らは、遠東が中国籍企業であり、戦間期には中国紡織業の発展に寄与し、戦時中にはドイツ企業のような外見を利用し、いかに中国側の利益のために努力したのかを先述した国防部首脳らの証明などを用いて立証した。これに憂慮した黄伯樵中機公司經理は、1947年5月14日に經濟部上海工商補導処に、遠東の「ナチ党活動の事実」と「日本人との結託の事実」を告発する文書を送り、この写しを同月29日に上海地方法院に送付した⁽⁹⁰⁾。これに対する陳緯千ら遠東経営陣の反論と上海地方法院の事実認定を確認する⁽⁹¹⁾。

まずカイザーはナチ党員ではなく、中機公司是カイザーの所属したN.S.B.D.T（国民社会主義ドイツ技術者協会）をナチ党の外部団体としたが、カイザーが以前から所属していたV.D.T（ドイツ技術者協会）が、ナチ政権成立後にNationalsozialistischer「国民社会主義者」の略であるN.S.を冠せられ改名させられたに過ぎないと、遠東は反論したのである。上海地方法院の判決は、この遠東の主張を容れたものだった。そこでは米軍の駐上海調査機関のナチ関係者調査でもカイザーの名はなく、外交部上海辦事処が1947年9月4日に発行した証明書でもカイザーを非ナチ党員で、純粋なドイツ居留民として、行政院による「処理徳僑辦法」、「処理徳僑産業辦法」の各規定に依り、外交部はカイザーの送還を免除したとしたのである⁽⁹²⁾。

また中機公司による、遠東は斎藤貞吉などの日本人と「結託」して、数々の利的行為を働いたとする告発に対して、遠東は以下のように反論した。なお斎藤は1938年発行の『支那在留邦人人名録』によれば、上海の文路326号に事務所兼自宅を構えた佐東合名会社という紡織機械・機具商の出張員であり、遠東の日本人掛もつとめていた⁽⁹³⁾。

遠東としては、日本の影響力が次第に拡大する環境下で臨機応変な対応を採ったが、その背景に政治的なものではなく、日本と共謀して中国に不利になる行為や危害を与えたこともなく、日本人ともその都度必要な対応をただけで、「結託」などありえないとした。中機公司からの遠東と斎藤貞吉による斎藤洋行が、実際には同一機構であるという指摘に対して、斎藤洋行は斎藤本人が創設し、日本領事館への登記も、遠東とは無関係であり、遠東に「斎藤洋行」の看板は掛けられていたが、絶対に同一組織・機構ではなく、遠東の目的は日本軍との交渉を通じて、あらゆる圧力や妨害を回避することにあつたとした。

図4は、1941年に発行された『支那在留邦人人名録』に掲載された遠東の広告であるが、確かに代理商として斎藤商行の名が記されており、同書の遠東のページにおいて斎藤は同社の「販売代理」とされ、また斎藤商行のページでは「フアーイーストカード」代理店と記されている⁽⁹⁴⁾。遠東は、1938年発行の『支那在留邦人人名録』にも広告を掲載しており、斎藤貞吉を代理商としたことから考え合わせると、日中戦争開戦後、在華紡などへの販路拡大を目指したと考えられる。しかし在華紡はそれまでと変わらず日本本土から針布・トラベラーを調達したために、斎藤の役目は下記のように上海の日本軍との交渉役となったのであろう。

遠東は、1940年6月25日のカイザーと斎藤との間の契約は、日本での新型トラベラーの特許出願のためであり、上海市場における競争で金井トラベラーに対して優位に立つために、取引商である斎藤洋行に日本での特許出願を依頼したとした。また中機公司による、1939年9月のドイツ、イタリアからのシベリア鉄道経由での資材購入など、遠東の名義を出せない不都合の際には、斎藤洋行の名義を使用したとの告発には、ドイツからシベリア鉄道を経て上海まで資材を輸送するには、必ず日本軍占領地の鉄道を經由せねばならず、そのために斎藤洋行の名義を借りて危険を回避しただけと反論した。

また中機公司は、日中戦争開戦後に遠東は在華紡にその製品を供給する「物資による利的行為」を働いたとも主張した。これに対し遠東は、在華紡は日本本土から針布とトラベラーを購入しており、遠東の製品は主に中国と在華英系紡績工場および中国内陸部の小型紡績に供給されたのであり、太平洋戦争開戦後に、ごく少数をやむを得ず在華紡に販売しただけとした。そして1944年秋には電力供給の停止により、遠東は完全に操業を停止したが、この時点で、原材料と針布完成品を約100セット、1万箱以上のトラベラーを保管



The advertisement is for Far East Card Mfg., Co. Shanghai. At the top is a circular logo with 'FAR EAST CARDS' and a pagoda. Below the logo, the text reads 'FAR EAST CARD MFG., CO. SHANGHAI' and 'SPECIALIST MAKERS OF CARD CLOTHINGS & RING TRAVELLERS'. It lists the Town Office at 24 Yuen Ming Yuen Road and the Factory at 1192 Hochien Road. The bottom section is divided into three columns: '代理店 齋藤商行' (Agent: Saito Kōrei), '遠東鋼絲布廠' (Far East Wire Cloth Factory), and '專門製作' (Specialized Production) for various fabrics.

FAR EAST CARDS
FAR EAST CARD MFG., CO.
SHANGHAI
— • —
SPECIALIST MAKERS
OF
CARD CLOTHINGS & RING TRAVELLERS
TOWN OFFICE:
24 Yuen Ming Yuen Road
Tel.: 14293 - 13290 - 12154
FACTORY:
1192 Hochien Road
Tel.: 50418

代理店 齋藤商行
住宅 上海文路三二六號
電話 四〇三二二
上海圓明園路二四號
電話 二二四三〇
電話 二二四三〇
電話 二二四三〇

商獨
遠東鋼絲布廠

專門製作
紡績及起毛用各種針布
紡績用トラベラー

図4 遠東鋼絲布廠の日本語広告

出所：島津長次郎編『支那在留邦人人名録 第31版、中支版』金風社、1941年。

していた。その総額は、現在の市場価格で約200億元に達し、遠東が利的行為をしたならば、これほど大量の在庫を抱えたはずはないと反論したのである。

そして中機会社は、以下の四件を遠東による日本軍への軍需品転売の重要証拠とした。

①1942年2月19日に上海日本陸軍総司令部に400ガロンのガソリンを9,000円で販売した件。②1942年5月13日に遠東が汪政権の南京総司令部に、黒色皮革3ダース、3,495平方尺を15,727.5円で販売した件。③1941年10月4日にカイザーが齋藤洋行名義で、華中鉱業に軽油59.5トンを11万3,050円で販売した件。④1942年12月8日にカイザーが齋藤洋行名義で日商東和洋行に、各種空きドラム缶451本を中央儲備銀行券28万9,222円で販売した

件。これに対し遠東は以下のように反論した。①は個人用のものを日本軍に没収されたのであり、②は汪政権による強制的な買収であり、③は停電時にディーゼル発電機用に備蓄していたものを日本軍に没収されたのであり、④はガソリンや軽油の貯蔵用だったドラム缶を強制的に買収されたとしたのである。そして中機会社の告発は、どれも空言による誣告であり、彼らが重要証拠とする上記四件もすべてこじつけであると非難した。

さらに中機会社は、遠東が日本軍支配下にあった仏領インドシナ連邦ハイフォンのディスクール・カボー（Descours & Cabaud）社に鉄材を輸出し、日本軍の勢力拡大に協力したとも告発した。しかし遠東によれば同社はフランス商社であり、仏印の紡績工場の代理商として遠東から鉄材を購入し、工場建設資材として輸送したもので、しかも当時は日本軍による仏印進駐前だったとしたのである。

そして遠東は、中機会社への反論を以下のように締めくくった。「上海は8年間、日本の支配・占領下にあった。前述のようにこの占領下の8年間、上海では多くの中国人商人や外国人商人が、日本と傀儡政権に商品・資材を押収・没収されたり、強制的に買収されたりした。占領地の人々は誰もが経験したことである。どうして利敵行為として非難されるのか。本工場は上海で8年間も日本と傀儡政権に服従してきたのである。中機会社が利敵行為の証拠としたものは、上述の数点のみであり、どれも罪を着せようなら、口実はいくらでもあるという諺のように、無理なこじつけばかりである」。判決でも、弁護側による「経済部による資料は偏見に基づき、接収による利益の維持を目的としており、信頼できない」との意見を容れて、遠東の利敵行為は全く認定されなかった。

その一方でカイザーは、太平洋戦争開戦後に、上海・龍華の強制収容所に抑留されたイギリス法人紡績企業の英国人職員たち、怡和紡績の H. カールトン夫妻と A. チーサム、怡和楊樹浦紡績の E.J. ラヴィーズと F. リオンズ、怡和公益紡績の W. スミス、倫昌紡績の C. ウォーカーらへの支援を終戦まで続けており、戦後、彼らから感謝状を送られている。また戦時中に、英国人ウォード一家の父母が公済医院（Shanghai General Hospital. 現在の上海市第一人民医院）への入院中にも援助をしており、娘のエリザベスから感謝状を贈られている⁽⁹⁵⁾。

ここで確認すべきは、日中戦争開戦後に遠東が斎藤貞吉と協力してリスク低減をはかった点である。斎藤の名義を使用しての自社の新型トラベラーの日本における特許申請、ドイツ・イタリアからの資材輸送の安全確保はそうした事例である。「ドイツ商」として中国企業を保護しつつ、日本人との協力により自社の安全を図っていたといえよう。また仏印への製品輸出は、日中戦争以降、遠東の活動が東南アジアにも拡大したことを示している。加えて、戦時中に一種の全方位外交的な姿勢をカイザー・遠東がとっていたことも重

要であろう。収容所に抑留されたイギリス法人紡の英国人職員などへの支援は、戦後を見据えた動きだったように思われる。

1947年11月25日に下された民事裁判の判決では、陳緯千の所有権を認めるが、原告らのその他の請求は棄却され、訴訟費用については、王英が半分、被告であるカイザーと中央信託局蘇浙皖区敵偽産業清理処（經濟部特派員辦公処の後身）にそれぞれ四分の一ずつの負担を命じた。王英の所有権が認定されなかったのは、1940年の遠東の所有権移転の際の手続きの不備と、その後に王英の遠東の股東（共同所有者）としての活動を証明できなかったためだった。上海地方法院は、合股財産は企業の共有財産であり、所有権移転の際の分割申請の必要性を指摘した。また所有権移転契約には、王英に「受贈後には股東の身分を積極的に表示しない」との附帯条件がついていたが、法院は条件付き贈与を違法であり許されないとした。また王英の代理人が証拠として提出した1943年の遠東鋼絲圈廠買収証書の股東としての王英の署名について、法院は記入場所が不自然で、契約当時の署名とは認められないとし、王英の訴えを不当として退けたのである⁽⁹⁶⁾。

しかし判決には、陳緯千は所有権確認裁判での勝訴確定後に、その共有関係により遠東の経営に参加できるとの一文があり⁽⁹⁷⁾、1948年1月に中央信託局蘇浙皖区敵偽産業清理処はこの判決を不服として江蘇高等法院に上訴し、中機公司による遠東の経営を継続したのである⁽⁹⁸⁾。

上海地方法院の判決は事実認定において、陳緯千、王英、カイザーの主張を容れ、經濟部、中紡公司、中機公司の主張を退けていた。また同判決ではカイザーから王英への遠東の所有権の譲渡を認めなかったので、法院は遠東を中独合併の合股企業としたわけだが、それでも經濟部による遠東の接收を不法な行為としたのである。まず「処理德僑辦法」第四条により、カイザーはドイツ居留民として私有財産の一部または全てを保持する許可を申請できたにもかかわらず、經濟部特派員辦公処は1945年の遠東接收時には、詳細な調査もなしに接收を実施し、カイザーにこの申請についても通知していないとした。また判決では、經濟部特派員辦公処は、遠東の処理にあたり「処理德僑産業辦法」第四条の「上海区敵偽産業処理局による」処理を経ず、しかも上海区処理敵偽産業審議委員会からの法律上の授權も無しに、勝手に「敵偽産業」として中独人民の合股財産を接收したと批判した。また陳緯千の所有権の接收に関しては、「修復区敵偽産業處理辦法」第四条第二款に、「本国人民所有権の剥奪處理法」があるが、まだ立法手続きを経ておらず私権剥奪の効力はないとして、經濟部特派員辦公処による遠東の接收に法的な根拠のないことを明確にした⁽⁹⁹⁾。そしてカイザー、陳緯千、王英らが、中央信託局蘇浙皖区敵偽産業清理処は法的な授權も無しに身勝手に決めた規定より遠東を没収・処分したと非難するのは無理からぬ

ことであると彼らに理解を示したのである。

その後の江蘇高等法院における上訴審については、現在まで関連する史料は未見であり、本稿において明らかにできるのはここまでとなる。

お わ り に

本稿では、中国で最初の針布工場である遠東鋼絲布廠について、1930年の創業から1948年までを検討した。遠東はドイツ人技術者カイザーと中国人陳緯千により、中独合辦の合股（パートナーシップ）企業として1930年に上海で設立されたが、翌31年の独アーヘンでのカイザーとハーン、ヴィーネン、ランベンとのパートナーシップ契約によってドイツ企業ともみなされることになった。また創業時～1933年の社名を德国（ドイツ）遠東鋼絲布廠としたこと、カイザーが上海領事館の住民登録簿に遠東の経営者と記したことも、遠東にドイツ企業のような外見をまとうせることになったのである。

1930年の遠東の創設は、世界恐慌によるヨーロッパの針布・針布製造機械メーカーのカルテル崩壊の影響を受けたものであり、同時期の日本でも、1932年に金井トラベラーが針布製造を開始し、その後も針布工場が簇生した。針布製造技術の移転において、日本の針布関連企業は、自前の技術者を養成し、その後に原料線鋼や基布の国産化も進めたが、中国では冶金技術やゴム製造業がまだ発展途上であり、遠東は外国人技術者と輸入原料に依存せざるを得なかった。

とはいえ針布は、近代の綿や羊毛の紡績工場に不可欠な重要部品であり、しかも遠東製針布は輸入品に比べて安価で品質的にも遜色がなかったため、1930年代の中国の紡績工業の成長に支えられ、遠東はその販路を順調に拡大した。そして1935年には、リング精紡機に不可欠なトラベラー製造にも乗り出した。

日中戦争勃発後、カイザーは遠東のドイツ企業としての外見を最大限に利用して、上海ドイツ領事館登記の自社関連企業の下で、大生紡や汽船会社などの中国企業にドイツ企業としての外見をまとうせて、その財産を保護するとともに、国民政府の諜報活動にも協力した。こうした活動は、戦後の民事裁判において、遠東に有利に働くことになった。また遠東は、こうした中国企業への保護を通して高い利益を得ていたと考えられる。しかし1940年以降の日本軍による封鎖の強化は、遠東による中国企業保護を不可能にし、本業である針布生産も激減し、1944年11月には操業停止に追い込まれた。そうした中で、1940年にカイザーは遠東の所有権を妻の王英に譲ることで、遠東は中国籍の合股企業になるとともに、戦争終結直前には中立国スウェーデンに接近して原料線鋼の確保をはかる

など、戦後の操業再開に備えていた。

戦後、国民政府經濟部は、遠東を戦時中に利的行為を働いたドイツ企業＝「敵偽産」として1945年11月に接收し、半官半民の中機公司に編入した。遠東は、46年6月から操業を再開したが、当初は基布の不足により、充分な量の針布を生産できず、その品質も安定しなかった。品質不良の原因は、基布や原線の材質にありそれは48年になっても完全には解決していなかった。

国民政府が遠東を接收した目的は、実際には遠東が中国唯一の針布工場だったためであり、「敵偽産」というのは接收の口実に過ぎなかった。そのためカイザー、陳緯千、王英らの遠東の所有者は、民事裁判で遠東の所有権を国民政府經濟部、中紡公司、中機公司と争うことになる。判決では陳緯千の所有権が認められたが、国民政府經濟部は江蘇高等法院に上訴し、中機公司是遠東の経営を続けた。しかし裁判の過程で、国民政府による遠東の接收に法的な根拠のないことが明らかになるとともに、戦時中の遠東とカイザーが「ドイツ商」として中国企業を保護しつつ、日本人との協力により自社の安全を確保していたことも明らかになったのだった。

こうした戦時中の遠東とカイザーの活動は、「グレーゾーン」に存在した企業・企業人の複雑なあり様を如実に示すものだった。遠東は中独合辦の合股企業だったが、日中戦争開戦後に、カイザーは「ドイツ籍」の関連会社を次々に設立し、その傘下で中国企業を保護しようとした。その一方で日本人斎藤貞吉の協力により自社の安全と権益を確保していた。太平洋戦争開戦後には、強制収容所に抑留された英国人への支援を続けるとともに、戦局に注視しつつ、自社を密かに中国籍の合股企業に改組し、中立国スウェーデンに接近するなど、事業存続のためにあらゆる手を尽くしていた。

中独関係史から見ると、ナチを嫌悪し、1929年から中国に滞在したカイザーは、「シュトレゼマン外交」の延長線上にいたと言えよう。工藤章によれば、同時期のヴァイマル共和国は「再建金本位制－産業合理化－賠償金履行政策」という「三位一体」を総路線としたという。そのなかで産業合理化と賠償履行をつなぐ環は、輸出競争力の強化と輸出超過の達成と、それによる外貨獲得にあり、そのためにシュトレゼマン外交は通商政策を要の位置に置いたとする⁽¹⁰⁰⁾。ドイツからの輸入原料線鋼をドイツ製機械により針布に加工した遠東は、このシュトレゼマンの路線を継承した企業だったとも言えよう。

本稿の作成にあたり、駒澤大学経済学部浅田進史教授には、貴重なご助言を賜りました。あつく御礼申し上げます。

本研究はJSPS 科研費 JP 21H04361、JP 23K20616、JP 24K04987の助成を受けたものです。

註

- (1) 上海地方法院「状心編号民事555号」1945年11月5日（上海市檔案館〔以下、上檔と略称〕Q185-3-55、1-8コマ）。
- (2) 呉鶴松等編著『中国紡織工業發展歷程研究 1880-2016』中国紡織出版社、2018年、160頁。
- (3) Special Representative of the Ministry of Economic Affairs “Statement concerning the Far East Card Mfg. Co.” Nov. 11, 1945.（上檔 Q185-2-7398、274コマ）
- (4) 上海地方法院檢察官起訴書「三十五年度起字3265号」1946年7月5日（上檔 Q192-23-91、63-64コマ）。
- (5) 上海地方法院「状心編号 刑字36706号」1946年7月2日（上檔 Q185-2-7398、301-304コマ）。
- (6) 上海地方法院「状心編号 刑字36784号」1946年7月5日（上檔 Q185-2-7398、305-309コマ）。
- (7) 上海地方法院刑事判決「三十五年度刑易字第2453号」1937年1月20日（上檔 Q192-23-91、86-87コマ）。
- (8) 「呈為遠東鋼絲布廠為民產並非敵產尚在訴訟中関被朦請捐撥□由中国紡織機器製造公司領称実属侵害人民權利應請查明賜予糾正由」1947年5月（上檔 Q192-23-92、63-72コマ）。
- (9) 朱婷「抗戰勝利後国民党政府的“留用政策”與“中機公司”」『學術季刊』1998年4期。朱婷「中国紡織機器公司歴史再考察」『史林』1999年第4期。富澤芳亜「在華紡の遺産：戦後における中国紡織機械製造会社と西川秋次」森時彦編『在華紡と中国社会』京都大学学術出版会、2005年。富澤芳亜「在華紡技術の中国への移転」富澤芳亜、久保亨、萩原充編『近代中国を生きた日系企業』大阪大学出版会、2011年。王穎琳『中国紡織機械製造業の基盤形成：技術移転と西川秋次』学術出版会、2009年。久保亨「1950年代の中国綿業と在華紡技術」富澤、久保、萩原編『近代中国を生きた日系企業』。
- (10) 浅田進史『ドイツ統治下の青島：経済的自由主義と植民地社会秩序』東京大学出版会、2011年。田嶋信雄『ナチス・ドイツと中国国民政府：1933-1937』東京大学出版会、2013年。田嶋信雄、工藤章編『ドイツと東アジア1890-1945』東京大学出版会、2017年。熊野直樹『麻薬の世紀：ドイツと東アジア1898-1950』東京大学出版会、2020年。熊野直樹、田嶋信雄、工藤章編『ドイツ＝東アジア関係史1890-1945：財・人間・情報』九州大学出版会、2021年。田嶋信雄『ドイツ外交と東アジア：1890-1945』千倉書房、2024年。
- (11) 田嶋信雄『ドイツ外交と東アジア：1890-1945』はじめに。
- (12) 田嶋信雄『ナチス・ドイツと中国国民政府：1933-1937』。田嶋信雄『ドイツ外交と東アジア：1890-1945』第Ⅱ部。
- (13) 堀井弘一郎「はじめに：「抵抗」と「協力」が溶けあう街」堀井弘一郎・木田隆文編『戦時上海グレーゾーン：溶融する「抵抗」と協力』勉誠出版、2017年。
- (14) 菊地敏夫「日中戦争期の上海永安企業における企業保全」堀井・木田編『戦時上海グレーゾーン』。上井真「劉鴻生の戦時事業展開：社内人材と外部人脈」堀井・木田編『戦時上海グレーゾーン』。
- (15) 經濟部戦時生産局蘇浙皖区特派員辦公処公函→上海地方法院、1945年11月21日（上檔 Q185-3-55、57-59コマ）。

- (16) 「合股契約（訳文）」1930年8月1日（上檔 Q192-23-94、1-2 コマ）。上海地方法院「卅五年九月二日口供筆録」（上檔 Q192-23-94）。
- (17) “An Agreement made this First day of August 1930 between Mr. ERICH KAYSER of Shanghai and Mr. W. T. CHEN of Shanghai for the purpose of establishing a firm under the name GERMAN FAR EAST CARD CO.” Aug. 1, 1930.（上檔 Q192-23-99、3-4 コマ）。
- (18) Studienwerk Deutsches Leben in Ostasien e.V.（東アジア在住ドイツ人生活研究所）
<https://studeo-ostasiendeutsche.de/deutsche-in-ostasien/japan?view=article&id=1812:kayser-erich&catid=9>、最終接続日 2024 年 7 月 7 日
- (19) カルマン、野村安正訳『大空への挑戦：航空学の父カルマン自伝』森北出版、1995 年、140-141 頁。
- (20) 永岑三千輝「ユンカースの世界戦略と日本 1919-1933」『横浜市立大学論叢 社会科学系列』68 巻 2 号、2017 年。
- (21) カルマン『大空への挑戦』序章、第 1 章、141 頁、第 18 章。
- (22) 上海地方法院「（民国）35 年易字 2453 号」1946 年 8 月 28 日（上檔 Q185-2-7398、48 コマ）。
- (23) 「集成公記薬房 証明書」1930 年 8 月（上檔 Q192-23-98、107 コマ）。中国紡織学会『民国二十四年度紡織年刊』中国紡織学会、1936 年、79 頁。
- (24) 金井重要工業株式会社『百寿』金井重要工業、1994 年、84 頁。佐藤弘編『体系商品辞典』東洋経済新報社、1952 年、308 頁。在華日本紡績同業会大阪本部「紡織用品年間使用基準表」1943 年 9 月（大阪大学経済史経営史資料室保管日本紡績協会資料 IV -57-17「機械計画生産ニ関スル件」）。
- (25) 上海地方法院「民事訴状 状心番号民字 555 号」（上檔 Q185-3-55、5 コマ）。「證件弔号 賈愛寿維能亨恩合夥契約」（上檔 Q192-23-104、1-9 コマ）。
- (26) 上海地方法院「民事訴状 状心番号民字 555 号」（上檔 Q185-3-55、2-3 コマ）。「中国紡織機器製造公司關於陳緯千上訴確認遠東鋼絲布廠產權証拋材料（第三冊）」（上檔 Q192-23-97、42-44 コマ）。
- (27) Statement of Remittances to Mrs. Beate Hahn New York, America. 作成日時不明（上檔 Q192-23-99、68-69 コマ）。
- (28) 天海謙三郎『中華民国実業名鑑』東亜同文会研究編纂部、1934 年、893 頁。上海商業徵信所『上海工商年鑑』1935 年（上檔 Q192-23-97、107 コマ）。
- (29) 上海地方法院「證件弔号 賈愛寿個人登記表」（上檔 Q192-23-104、9-10 コマ）。
- (30) 上海地方法院「状心番号民字 555 号」（上檔 Q185-3-55、4-5 コマ）。Deutsche Handelskammer Shanghai（上海ドイツ商会）→ Far East Card Manufacturing Co. 1937 年 3 月 12 日（上檔 Q192-23-99、20、21 コマ）。
- (31) 天海『中華民国実業名鑑』392 頁。
- (32) Special Representative of the Ministry of Economic Affairs “Statement concerning the Far East Card Mfg. Co.” Nov. 11, 1945.（上檔 Q185-2-7398、274 コマ）。「公司合同」1938 年 11 月 21 日（上檔 Q192-23-97、84-85 コマ）。Gesellschafts-Vertrag. 1934 年 1 月 1 日（上檔 Q192-23-99、40-42 コマ）。
- (33) Far East Card Mfg. Co., → United States Foreign Economic Administration. Sept. 28, 1945.（上檔 Q192-23-97、93-96 コマ）。
- (34) 馬渡明「吾国に於ける針布工業」『繊維工業学会誌』第 3 巻第 2 号、1937 年。北村義一郎

- 「針布工業の発達と現状」『繊維機械学会誌』第1巻第1号、1948年。
- (35) 金井重要工業『百寿』88-99頁。
 - (36) 馬渡「吾国に於ける針布工業」。
 - (37) 汪虎嘯「遠東鋼絲布廠參觀記」『紡織周刊』5巻26期、1935年7月5日。馬渡明「吾国に於ける針布工業」。
 - (38) 佐藤『体系商品辞典』308頁。
 - (39) 揚集賢隆茂紡織廠→遠東鋼絲布廠、1931年9月16日（上檔 Q192-23-97、109-110 コマ）。
 - (40) 羅慶蕃五和織造廠經理→陳緯千遠東鋼絲布廠經理、1933年9月14日（上檔 Q192-23-99、129、130 コマ）。
 - (41) 中国科学技術協会編『中国科学技術專家伝略 工程技術編・紡織巻1』中国紡織出版社、1996年、44-51頁。
 - (42) 朱仙舫「証明書」1946年9月20日（上檔 Q192-23-99、135-136 コマ）。
 - (43) 上海華福製帽公司「証明書」1946年9月11日、通成棉毛紡織股份有限公司「証明書」1946年9月11日、民豊紗廠股份有限公司「証明書」1946年9月14日（上檔 Q192-23-99、131-133 コマ）。
 - (44) 申新紡織第六廠「証明書」1946年9月（上檔 Q192-23-99、134 コマ）。
 - (45) 遠東鋼絲布廠「Order no. 43586」1936年6月24日（上檔 Q192-23-96、44-46 コマ）。
 - (46) 遠東鋼絲布廠「Order no. 43669」1936年8月19日、「Order no. 44276」1938年2月15日、「Order no. 44583」1939年2月3日（上檔 Q192-23-97、77-79 コマ）。
 - (47) 馬渡「吾国に於ける針布工業」。
 - (48) 陸亭林『實際開發西北的初歩』1935年、21頁
 - (49) Far East Card Mfg. Co. “Statement” Aug. 1945.（上檔 Q192-23-97、70-74 コマ）。
 - (50) 富澤芳亜「銀行団接管期の大生第一紡織公司：近代中国における金融資本の紡織企業代理経営をめぐる」『史学研究』204号、1994年。
 - (51) 張若愚『淪陷時期大生紗廠研究』江蘇人民出版社、2022年、70-71頁
 - (52) 張若愚『淪陷時期大生紗廠研究』70-86頁。上海地方法院「經德国領事館証明之關於南通大生紗廠函」1938年2月10日（上檔 Q192-23-98、93-94 コマ）。
 - (53) 遠東鋼糸布廠→施泰乃斯、1946年10月5日（上檔 Q192-23-95、58-69 コマ）。上海地方法院「腦愛孟（ノイマン）與欧爾納（オンナーマン）關於南通大生紗廠証明書」1946年8月12日（上檔 Q192-23-98、91-92 コマ）。
 - (54) 張若愚『淪陷時期大生紗廠研究』82-83頁。
 - (55) 張若愚『淪陷時期大生紗廠研究』92、135-162頁。
 - (56) 鐘紡株式会社社史編纂室『鐘紡百年史』鐘紡株式会社、1988年、325-335頁。
 - (57) 海軍省海軍軍事普及部『支那船舶交通遮断』海軍省海軍軍事普及部、1938年。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書72巻 中国方面海軍作戦〈1〉：昭和13年3月まで』朝雲新聞社、1974年、481-490頁。
 - (58) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書79巻 中国方面海軍作戦〈2〉：昭和13年4月以降』朝雲新聞社、1975年、49-65、90-105頁。
 - (59) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C14120969000、支那事変 第8回功績概見表綴 駆逐隊 潜水隊 水雷隊 掃海隊 海軍武功調査／5駆隊機密第36号の65 第5駆逐隊 支那事変第8回功績概見表（防衛省防衛研究所）、Ref. C14120978700、支那事変 第9回功

- 績概見表綴 海軍武功調査／支那事変第9回駆逐隊功績概見表／5駆隊機密第43号の51
第5駆逐隊支那事変第9回功績概見表（防衛省防衛研究所）。
- (60) 遠東鋼糸布廠→施泰乃斯、1946年10月5日（上檔 Q192-23-95、59-69 コマ）。「德国領事館船舶証明書、『亨熙』即黄岩輪船公司之『黄岩』輪」1939年2月15日（上檔 Q192-23-98、88 コマ）。
- (61) 羅德漢門「哈那輪船船主証明書（訳文）」1946年9月10日（上檔 Q192-23-98、78 コマ）。
- (62) 遠東鋼糸布廠→施泰乃斯、1946年10月5日（上檔 Q192-23-95、59-69 コマ）。
- (63) 上海地方法院「海宜輪船検査員勞好爾番弟納脱博士証明書」1946年8月20日（上檔 Q192-23-98、89-90 コマ）。
- (64) 鄭介民→浩徐部長、1947年6月30日（上檔 Q192-23-95、54-57 コマ）。
- (65) 施泰乃斯作成の文書、1946年11月7日（上檔 Q192-23-95、58-59 コマ）。
- (66) 哈那号→遠東輪船、1940年8月28日（上檔 Q192-23-98、5 コマ）。
- (67) 「德国領事館伝達日本総領事館關於船舶之通告（1940年5月2日）訳文」（上檔 Q192-23-98、3 コマ）。
- (68) 富澤「在華紡技術の中国への移転」。
- (69) 富澤「在華紡技術の中国への移転」。
- (70) “Far East Card Mfg. Co. → United States Foreign Economic Administration” Sept. 28, 1945（上檔 Q192-23-97、93-96 コマ）。
- (71) 上海地方法院「状心編號民字548号」1945年11月14日（上檔 Q185-3-55、19-24 コマ）。上海地方法院「訊問筆録」1946年7月3日（上檔 Q185-2-7398、289-297 コマ）。
- (72) 「遠東鋼糸布廠承受遠東鋼糸圈廠産業會議紀錄（訳文）」1944年8月22日（上檔 Q192-23-97、113-114 コマ）。「上海地方法院 状心編號民字14891号」1947年11月19日（上檔 Q185-3-55、400 コマ）。
- (73) Far East Card Clothing and Ring Traveler Mfg. Co. → Swedish Consulate General. Feb. 28, 1945.（上檔 Q192-23-97、50 コマ）。
- (74) Far East Card Mfg. Co. “Statement” Aug. 1945.（上檔 Q192-23-97、70-74 コマ）。
- (75) 經濟部戰時生産局蘇浙皖区特派員辦公処→上海地方法院、1945年11月21日（上檔 Q185-3-55、57-59 コマ）。
- (76) 「紡機製造公司 開常務董事會」『申報』1946年4月9日。朱婷「中国紡織機器公司歴史再考察」。富澤「在華紡技術の中国への移転」。
- (77) 中国紡織機器製造公司黄伯樵總經理→上海地方法院、1946年6月24日（上檔 Q185-3-55、224-225 コマ）。
- (78) 咸陽紡織工廠傳道伸→中機公司黄樸奇、1946年6月28日（上檔 Q192-23-326、2-3 コマ）。
- (79) 黄伯樵中機公司經理→常務董事、1946年8月7日（上檔 Q192-23-326、9-10 コマ）。
- (80) 川井伸一「戦後中国紡織業の形成と国民政府」『国際関係論研究』第6号、1987年。丁昶賢「中国近代機器棉紡工業設備、資本、産量、産值的統計和估量」中国近代經濟史叢書編委會編『中国近代經濟史研究資料』（6）、上海社会科学院出版社、1987年。
- (81) 中紡公司→中機公司、1946年9月21日（上檔 Q192-23-326、25-26 コマ）。遠東鋼絲布廠→中機公司、1947年2月14日（上檔 Q192-23-326、80-81 コマ）。
- (82) 劉靖基中機公司董事→黄伯樵經理、1947年2月15日、遠東鋼絲布廠→中機公司、1947年2月17日、黄伯樵中機公司經理→劉靖基董事、上檔 Q192-23-326、72-79 コマ）。

- (83) 經濟部上海工商補導処→中機公司、1947年2月21日、鴻發仁記毛絨紡織廠→中機公司、1937年3月3日、資源委員會上海機器廠→中機公司、1947年3月14日、利泰紡織→中機公司、1947年3月24日 (上檔 Q192-23-326、83-110 コマ)。
- (84) 劉月鋤遠東鋼絲布廠廠長→中機公司、1946年8月9日 (上檔 Q192-23-326、11-14 コマ)。
- (85) 唐星海慶豐紡經理→中機公司、1946年7月15日、董春芳統益紡經理→中機公司、1946年7月16日、榮豐紡織→中機公司、1946年7月30日、王啓宇中紡紗廠經理→中機公司、1946年8月2日 (上檔 Q192-23-326、15-19 コマ)。
- (86) 黃伯樵中機公司經理→楊錫仁常務董事、1946年8月21日 (上檔 Q192-23-326、20 コマ)。
- (87) 上海地方法院檢察官起訴書「三十五年度起字3265号」1946年7月5日 (上檔 Q192-23-91、63-64 コマ)。上海地方法院刑事判決「三十五年度刑易字第2453号」1937年1月20日 (上檔 Q192-23-91、86-87 コマ)。
- (88) Special Representative of the Ministry of Economic Affairs “Statement concerning the Far East Card Mfg. Co.” 11, November, 1945. (上檔 Q185-2-7398、274 コマ)。「經濟部戰時生產局蘇浙皖區特派員辦公處→上海地方法院」1945年11月21日 (上檔 Q185-3-55、57-59 コマ)。「中国紡織機器製造公司→上海工商補導処」1947年5月14日 (上檔 Q192-23-95、1-15 コマ)。「中国紡織機器製造公司→上海地方法院」1947年5月29日 (上檔 Q185-3-55、298-307 コマ)。
- (89) 經濟部戰時生產局蘇浙皖區特派員辦公處→上海地方法院6431号、1946年3月8日 (上檔 Q185-3-55、103-118 コマ)。
- (90) 黃伯樵中機公司經理→上海地方法院、1947年5月29日 (上檔 Q185-3-55、298-307 コマ)。以後、特に注記なき場合には、中機会社の告発は同史料による。
- (91) 「賈愛寿對於中紡公司黃伯樵覆經濟部上海工商補導処函調查記錄之申辯書」作成日時不明 (上檔 Q185-3-55、378-381 コマ)。以後、特に注記なき場合には、遠東の反論は同史料による。上海地方法院民事判決「三十四年度訴字第55号」1947年11月25日 (上檔 Q192-23-91、264-294 コマ)。以後、特に注記なき場合は、判決は同史料による。
- (92) すでに1945年12月の時点で、陳緯千は經濟部に対して、カイザーはナチ黨員ではないことを同様の論拠を示して説明していた (陳緯千→上海区敵偽産業處理局、1945年12月14日 [上檔 Q192-23-97、27-31 コマ])。中村綾乃は、この米軍の調査の基礎となった押収文書が、事前にドイツ人により取捨選択されていたことに注意を促している (中村綾乃「第二次世界大戦の終結と上海のドイツ人コミュニティ」熊野、田嶋、工藤編『ドイツ=東アジア関係史1890-1945』)。
- (93) 島津長次郎『支那在留邦人名録 臨時上海版』金風社、1938年、145、159、307頁。
- (94) 島津長次郎『支那在留邦人名録 第31版中支版』金風社、1941年、413、440頁。
- (95) Mr. and Mrs. H. Walton → E. Kayser. Oct. 1, 1945. Elizabeth Ward → E. Kayser. Mar. 11, 1945. (上檔 Q192-23-98、19-22 コマ)。
- (96) 上海地方法院民事判決「三十四年度訴字第55号」。
- (97) 上海地方法院民事判決「三十四年度訴字第55号」。
- (98) 「中国紡織機器製造公司→蘇浙皖區敵偽産業審議會議案處」1948年4月17日 (上檔 Q192-23-95、189-195 コマ)。
- (99) 上海地方法院民事判決「三十四年度訴字第55号」。『修復區處理敵偽産業審議委員會上海區敵偽産業處理局章則彙編』上海區敵偽産業處理局秘書處、1945年12月25日、8、51-53頁。
- (100) 田嶋信雄、工藤章編『ドイツと東アジア1890-1945』総説Ⅱ。